

都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(概要版)

■見直しの進め方(ガイドライン本編 P. 17~20)

1 見直しの主体

- ・緑地制度全体を運営している市町が実施。
- ・県立公園については県が実施。
- ・広域的な公園は、県が必要に応じて考え方を提示。

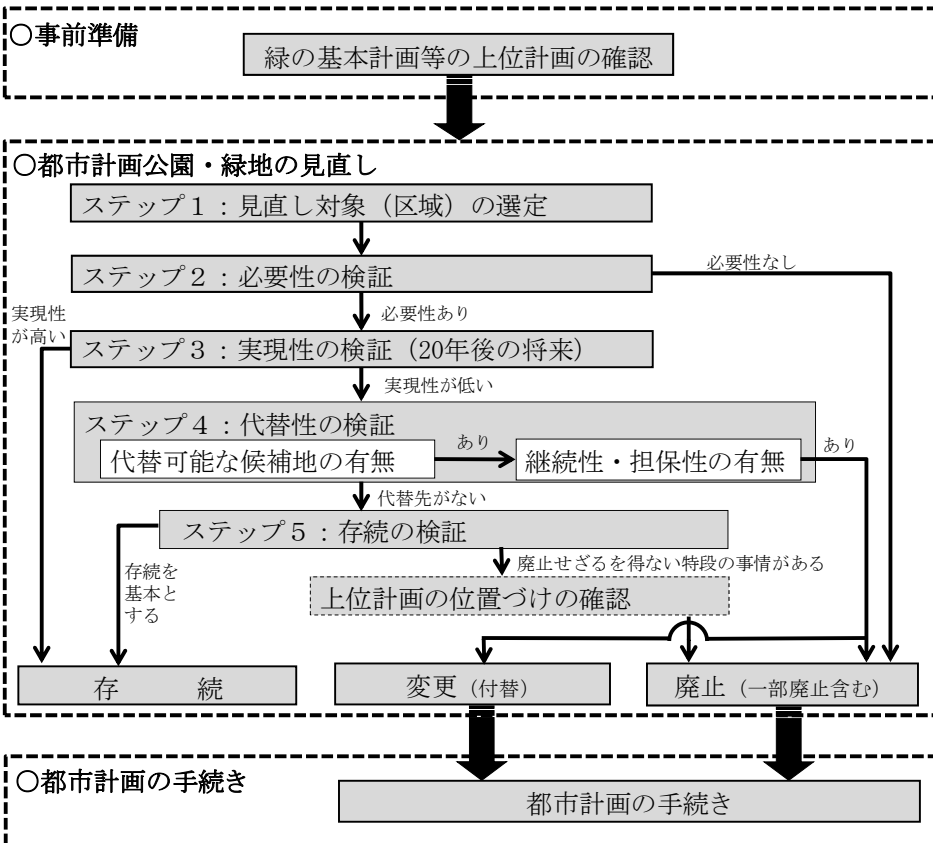
2 見直しの対象

- ・都市計画決定後 20 年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地。
- ・なお、法令により適切に管理されるなど、開設された公園・緑地の区域と同等とみなせる場合には対象としない。

3 見直しの基本的な考え方

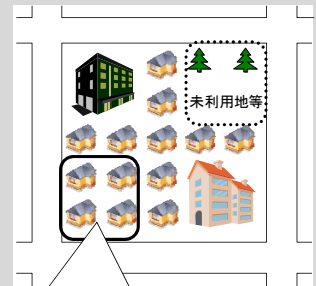
- ・事前準備として、社会経済情勢の変化等を踏まえ、上位計画の見直しが必要ないか確認。
- ・その上で、個々の都市計画公園・緑地について、見直し対象を選定し、求められる機能を踏まえて、必要性、実現性、代替性の観点から検証。
- ・都市計画の変更等が必要なものは、手続きを実施。

4 見直しの手順



■見直しイメージ図 (変更(付替)の場合)

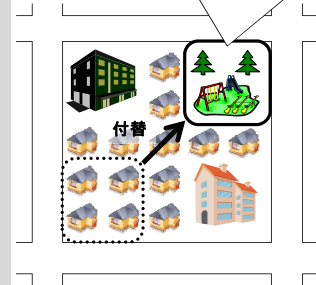
見直し前



- 見直し前の都市計画公園区域
 - ・宅地化が進行している
 - ・長期未着手となっている
 - ・建築制限がかかっている



見直し後



- 見直し後の都市計画公園区域
 - ・未利用地に都市計画公園区域を変更して整備を行う